

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大豊工業株式会社			コード	6470
提出日	2025/12/24	異動（予定）日	2026/1/1		
独立役員届出書の提出理由	社外監査役である加藤貴己氏が期中（2025年12月31日付）で社外監査役を退任することに伴い、新たに尾形和哉氏を独立役員として指定するため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐藤 邦夫	社外取締役	○													○	有	
2	岩井 善郎	社外取締役	○													○	有	
3	榎本 幸子	社外監査役	○													○	有	
4	尾形 和哉	社外監査役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		銀行・証券業界での経験を踏まえ、弊社経営・戦略に対して、的確なアドバイスをいただけるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な関係はなく、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		トライボロジー領域の学術的見地、及び組織経営の経験者として、当社経営方針、戦略に対する的確なアドバイスを頂けるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な関係はなく、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		公認会計士の資格を有し、監査法人に勤務された経験および、会計事務所を経営されている立場から、社外監査役として当社の経営に対し、財務・会計の健全性やコーポレートガバナンスの充実に寄与するものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な関係はなく、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		弁護士として長年にわたる企業法務分野の豊富な経験に加え、他社の社外役員も務められております。これらの企業法務に関する深い造詣と見識を当社の監査に反映していただけるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な関係はなく、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。